

各戸配布

* 毎日をも心豊かに

令和6年度
改正版

介護保険



もくじ

* 介護保険のしくみ	2
・ 地域包括支援センター	4
* サービスの利用のしかた	5
* サービスの利用者負担	11
* 利用できるサービス	13
・ 在宅サービス	13
・ 施設サービス	19
・ 地域密着型サービス	21
・ 介護予防・日常生活支援総合事業	24

* 高齢者の日常生活と介護を支えるサービス	26
* 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	28
* 介護保険料	29
* 事業所一覧マップ	33

*介護保険の保険証

65歳になると、介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。40～64歳の人（第2号被保険者）は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
被保険者番号及び印	

あなたの被保険者証番号です。

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

介護保険証はサービスを利用するときなどに使います。大切に扱しましょう。



●裏面の注意事項をよく読みましょう。

要介護状態区分等	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日～年 月 日
居宅サービス等 (区分支給限度基準額)	年 月 日～年 月 日
サービスの種類 (うち種類支給限度基準額)	1月当たり
個別のサービスの上限を設定(設定しない場合はこの欄はありません)	
認定審査会の意見及びサービスの指定	

利用できるサービスの指定がある場合に記載(指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません)

給付制限内容	
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
開始年月日	年 月 日
終了年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日
介護保険施設等	入所等年月日 年 月 日
名称	退所等年月日 年 月 日
種類	入所等年月日 年 月 日
名称	退所等年月日 年 月 日

保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載

施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

サービスを利用するときには、「介護保険負担割合証」(▶P11) も一緒にサービス事業者に渡してください。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!

地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者や家族を支えます。

わたしたちにご相談ください!



主任
ケアマネジャー等



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターは、こんな仕事をしています!

自立した生活の支援をします

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者などが自立して生活できるように介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

地域で安心して暮らせるように、みなさんの権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応します。

困りごと、ご相談ください

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあれば、ご相談ください。

暮らしやすい地域をつくります

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

「みまもり」のネットワーク

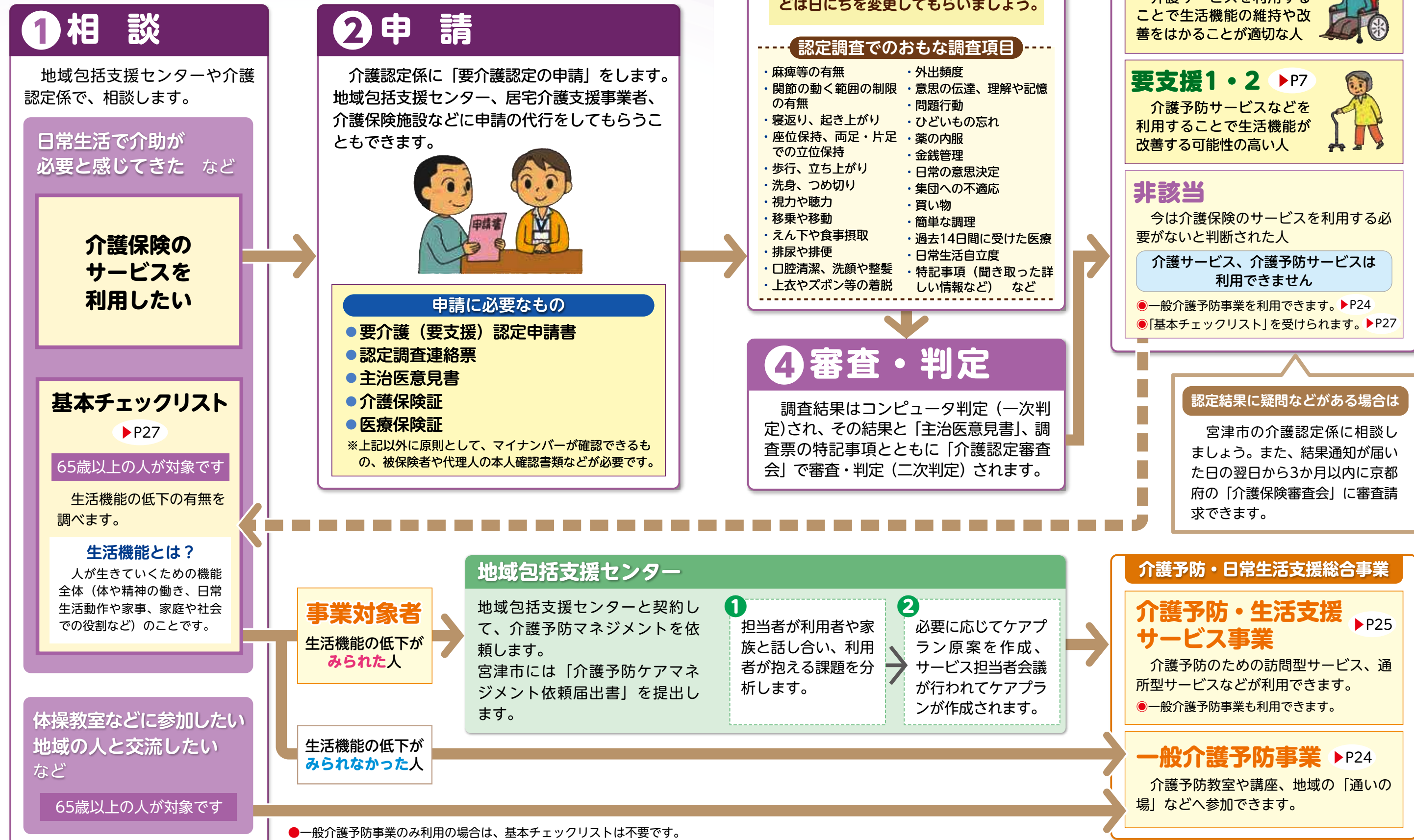
地域包括支援センターは、地域住民のみなさんや民生委員、警察、消防署、医療機関、民間企業などと協力して、地域の高齢者をみまもるネットワークづくりを進めています。

このネットワークが高齢者の問題や異変を早期に発見し、地域包括支援センターに報告します。報告を受けた地域包括支援センターは適切な機関と連絡を取り合い、問題解決の支援をして、高齢者のみなさんが安心して暮らしていける地域づくりに努めています。

* サービスの利用のしかた

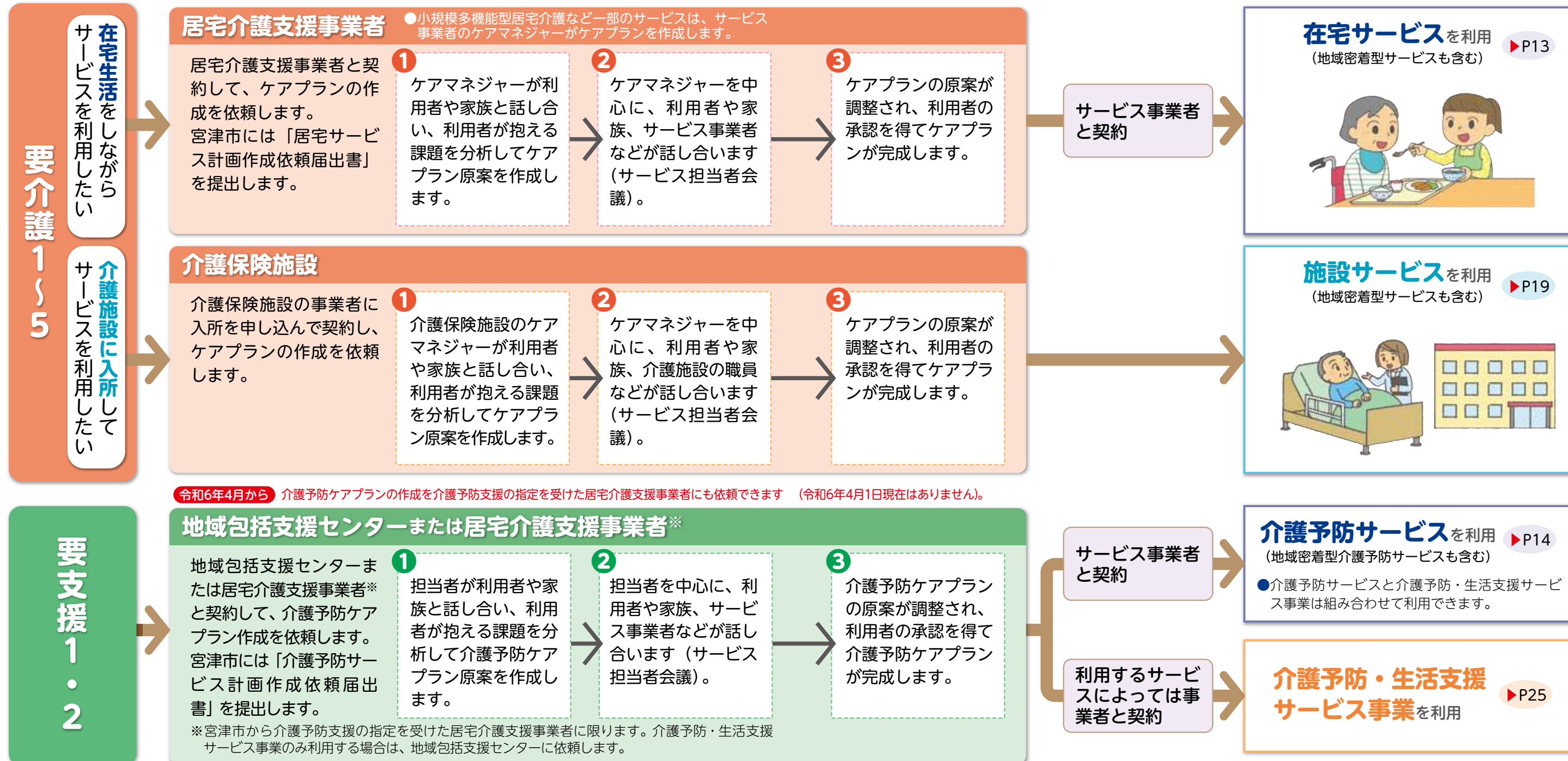
まず、地域包括支援センターや、宮津市の介護認定係に相談しましょう。介護保険を利用したい場合は、介護認定係に要介護認定の申請をしてください。

新規・区分変更の場合の認定期間は12か月、更新認定の場合の認定期間は12～48か月です。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新の申請をしてください。



*ケアプランの作成 ●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。介護保険のサービスはこのケアプランに基づいて利用します。



サービス事業者を選びましょう

利用するサービスが決まったら、サービス事業者を探しましょう。事業者を選ぶときにはケアマネジャーに相談してアドバイスをもらいましょう。事業者のホームページを閲覧したり、実際に見学に行ったりすることもできます。

条件を比較・検討してサービス事業者を探せます！

厚生労働省の介護事業所・生活関連情報検索サイト
介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)
でサービス事業者を検索してみましょう。



居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャー (▶P1) が在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定の申請代行、サービス事業者との連絡や調整などを行っています。



ケアプラン依頼時は、要望や目標などを伝えましょう

サービスに対する要望や目標は、あらかじめ利用者や家族で話し合っておき、ケアプラン依頼の際に明確にケアマネジャーに伝えましょう。

サービスについては、利用者が「できる限り自立」した生活を送ることを目的としたものを選ぶことが大切です。

このほか、利用者や家族の状況、介護する家族の労働状況も具体的に伝えておき、ケアマネジャーに利用者の家庭環境を把握してもらいましょう。



*ケアプランの計画例

ケアプランは、利用者本人が意欲的に自立した日常生活を送れるように、必要なサービス、回数、時間などを細かく決めて作成されます。

実際にサービスを利用してみて不都合な点があれば、ケアマネジャーに相談してケアプランを見直してみましょう。



例 要介護3 の場合 (ケアプランの週間サービス計画表部分：第3表)

第3表 週間サービス計画表								
利用者名	〇〇 〇〇 殿		作成年月日 〇〇年〇〇月〇〇日					
	月	火	水	木	金	土	日	〇〇年〇〇月分より 主な日常生活上の活動
0:00								
2:00								
4:00								
6:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	
8:00	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	
10:00	通所介護 ※送迎あり	訪問介護	通所介護 ※送迎あり	訪問看護	通所介護 ※送迎あり	訪問介護	訪問介護	長男と外出 サービスで機能訓練 火、土は午前 にホームヘルパーの 生活援助
12:00		昼食		昼食		昼食	昼食	
14:00								
16:00								
18:00	夕食	訪問介護	夕食	訪問介護	夕食	訪問介護	訪問介護	火、木、土、日は 夕方にホームヘルパーの 生活援助
20:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	
22:00								
24:00								
週単位以外のサービス 福祉用具貸与（車いす、特殊寝台、マットレス） 短期入所（利用する日数に応じて他のサービスとの調整が必要）								

通所介護で機能訓練を行いつつ、訪問介護で生活を支援します。また、訪問看護による療養上の世話や診療の補助を行います。



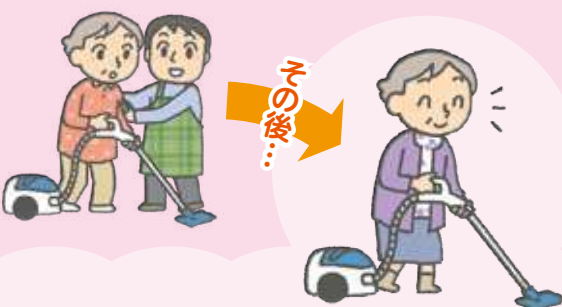
*目標を持ったサービス利用をこころがけましょう！

体は使わないと機能が低下していきます。自分でできることは自分で行い、できない部分は介護保険のサービスを利用する、といった意識が大切です。介護保険のサービスを利用しながら、「自分でできることを増やしていく」など、しっかり目標を立ててサービスを利用しましょう。

●「明確な目標」を持ってサービスを利用

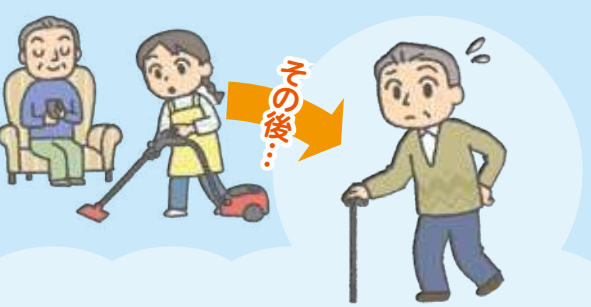
●「任せきり」にしてサービスを利用

Aさん 自分一人できるといってがんばろう！



一人で掃除ができるようになった！

Bさん やらうと思えばできそうだけど全部お願いしちゃえば楽だよ



ますます体が動かなくなってきた…

◆サービスに苦情や不満があるときは

サービスを利用して困ったことがあったときは、早めにご相談ください。

サービス事業者

相談窓口で受けた苦情や不満に担当者が対応します。



ケアマネジャー

相談内容に応じて、サービス事業者と調整します。



地域包括支援センター

相談内容に応じて、専門職が対応します。



改善が見られない場合など

宮津市の介護保険担当窓口

相談や苦情の内容をもとに、宮津市で事業者に対して調査等を行います。



解決できない場合など

国民健康保険団体連合会（国保連）

宮津市での解決が難しい場合や、利用者が希望する場合は、京都府国民健康保険団体連合会に苦情申立てができます。



◆介護従事者への「ハラスメント」について

近年、一部の利用者や家族等による介護従事者への「ハラスメント」が問題になっています。ハラスメントが起こると、介護従事者は安心して働くことが難しくなってしまいます。

「ハラスメントのない介護現場」の実現により、介護従事者は安心して働くことができ、利用者も不安なくサービスを利用し続けられることにつながります。



ハラスメントとは

身体的、精神的、性的な嫌がらせなどにより、相手に不快感や不利益、苦痛を与えることで、人格や尊厳を傷つける行為のことです。

▶こんなことがハラスメントになります

● 身体的暴力 (身体的な力で危害を加えようとする行為)	ものを投げつける、つばを吐く、叩く、蹴る、ひっかく、つねる など
● 精神的暴力 (言葉や態度で尊厳や人格をおとしめたりする行為)	怒鳴る、理不尽なサービスを要求する、威圧的な態度で文句を言う、無視する など
● セクシュアルハラスメント (性的な嫌がらせ行為)	必要もなく触る、抱きしめる、わいせつな図画を見せる、性的な言動をする など

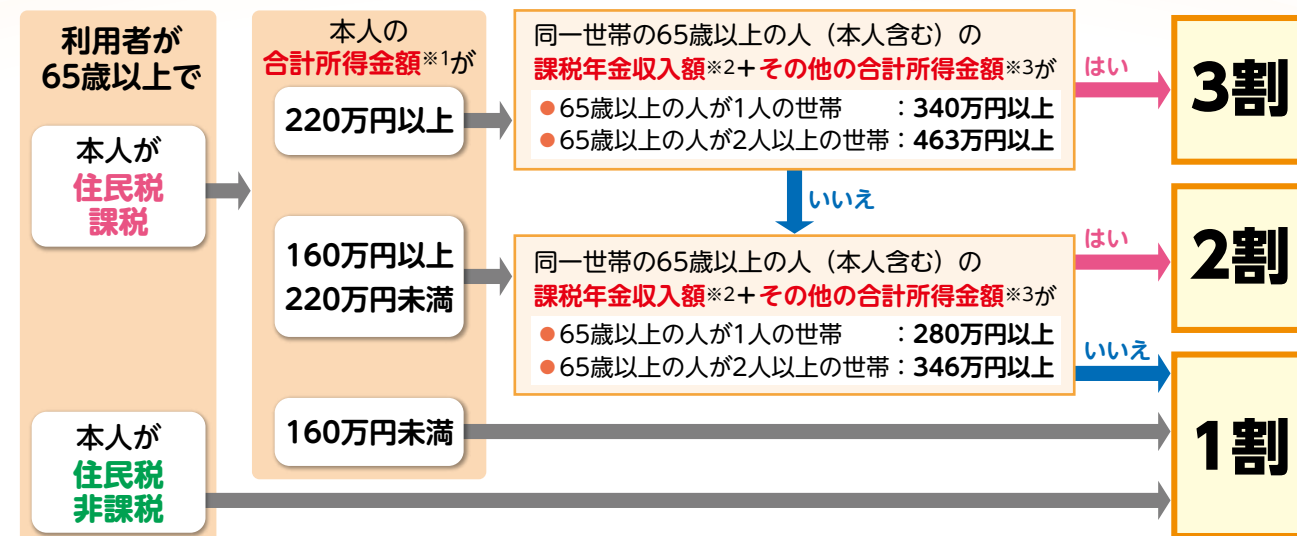
▶以下の言動はハラスメントではないとされています

- 認知症等の病気、障害の症状として現れた言動（BPSD※等）
 - 苦情の申し立て など
- ※BPSDとは認知症の症状として現れた行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理症状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）を指します。

* サービスの利用者負担

サービスの利用者負担は、原則費用の1割、2割、3割です（残りは支給限度額まで介護保険が負担）。サービス内容によっては居住費等、食費などが別途必要です。

■ 利用者負担の割合 ● 40～64歳の人（第2号被保険者）、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担。



- ※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- ※2 課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことで、
- ※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、

「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が記載されています

サービス事業者が負担割合を確認します。サービスを利用するときは、介護保険の保険証と一緒にサービス事業者に渡してください。

交付される人

①要介護、要支援と認定された人
②事業対象者（▶P27）

適用期間

8月1日～翌年7月31日
※新規認定の人は、申請日～7月31日

■ 支給限度額

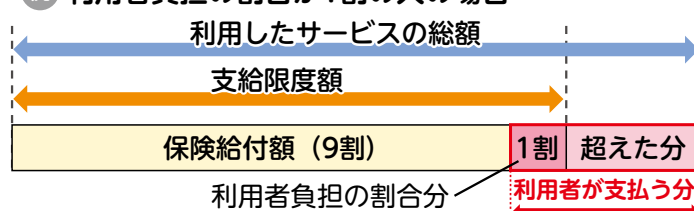
おもな在宅サービスなどでは、介護保険が負担する上限（支給限度額）が決められています。支給限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分を利用者が全額負担します。

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分等	1か月の支給限度額
事業対象者	50,320円 (例外的に105,310円)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 表は標準地域の場合です。
●介護保険からの保険給付分も含んだ額です。

例 利用者負担の割合が1割の人の場合



支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給 ●居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用以外）
- 介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護医療院
- ※介護予防サービス、地域密着型の当該サービス含む

* 利用者負担を軽減します（申請が必要です）

● サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

■ 利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円
住民税世帯非課税等		24,600円
●課税年金収入額※+その他の合計所得金額※が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）
生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円（個人） 15,000円

※P11の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。

●該当する方には、宮津市から支給申請書を送付します。届いた方は宮津市へ提出してください。

- 高額介護サービス費の対象にならない費用**
- 支給限度額を超えた利用者負担
 - 居住費等、食費、日常生活費
 - 住宅改修や福祉用具購入の費用 など

● 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下記限度額を超えたときは、申請により、超えた分が後から支給されます。

■ 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月1日～翌年7月31日の算定分）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	①70～74歳の人がある世帯 ②後期高齢者医療制度で医療を受ける人がある世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●該当する方には、宮津市から支給申請書を送付します。届いた方は宮津市へ提出してください。

● 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減制度

生計が困難な低所得の人の介護保険サービス利用料等の一部を社会福祉法人が軽減する制度です。

【対象サービス】特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスなど
【対象者（次の要件をすべて満たす人）】

- 市民税非課税世帯 ●年間収入が単身世帯で150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算する）
- 預（貯）金などの額が単身世帯で350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算する）
- 負担能力のある親族などに扶養されていないこと ●介護保険料を滞納していないこと
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

*利用できるサービス

サービス費用は、サービスにかかる費用の1割(利用者負担のめやす)を掲載しています。

- 介護保険と医療保険で同様の給付がある場合、要介護認定を受けた後は原則として介護保険の給付が優先され、医療保険の給付は行われません。
- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる共生型サービスの対象です。
- 「サービス費用」はめやすです。これ以外に、サービスによっては居住費等、食費、日常生活費などの自己負担や、サービス内容や地域などによる加算があります。

令和6年4月から サービス費用が変わりました。訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは、令和6年6月から変わりました。

凡 例	要介護	要介護1～5の人が対象(介護サービス)	事業対象者	事業対象者(▶P27)が対象
	要支援	要支援1・2の人が対象(介護予防サービス)	65歳以上	65歳以上の人が対象

在宅サービス 自宅などで生活しながら利用するサービスです。

*ホームヘルパーの訪問を受けて利用するサービス

ほうもんかいご
訪問介護 (ホームヘルプ) **要介護**

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。



- 要支援1・2、事業対象者の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスが利用できます(▶P25)。

内 容	利用時間など	サービス費用
身体介護が中心	30分以上 1時間未満	387円
生活援助が中心	45分以上	220円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	97円

- 早朝、夜間、深夜などは加算があります。

身体介護	食事、入浴、排せつの介助など利用者の身体に直接触れる介助等で、本人が行うのが困難な場合	●排せつ介助・おむつ交換 ●入浴介助・身体の清拭 ●着替え・体位変換の介助 ●通院、官公署への届出等の外出介助 など
生活援助	掃除、洗濯、買物、調理などの家事で、利用者が行うことが困難な場合	●利用者が使用する居室等の掃除 ●利用者の衣類等の洗濯 ●食料等の生活必需品の買物 ●一般的な食事の調理 など

介護保険の訪問介護では利用できないもの

- 利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの
 - 利用者以外の人の洗濯、調理、買物、布団干し
 - おもに利用者が使用する居室等以外の掃除
 - 来客の応接留守番
 - 自家用車の洗車や掃除
 - 庭の草取り、植物の剪定、草木の水やり
 - 犬の散歩
 - 家具の移動
 - 部屋の模様替え
 - 特別な手間をかけて行う調理
 - 大掃除、床のワックスがけ
 - 家屋の修理、ペンキ塗り
 - ドライブ
 - 冠婚葬祭
 - お祭りなど地域の行事への参加 など
- 金銭・貴重品の取り扱い 預貯金の引き出しや年金の受け取り など
- 医療行為

*介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

ほうもんにゅうよくかいご
訪問入浴介護 **要支援** **要介護**

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、事業者が持参した浴槽で入浴介護を行います。



内 容	要介護度	サービス費用
1回につき	要支援1・2	856円
	要介護1～5	1,266円

- 看護職員は利用者の入浴前後の体温や血圧、脈拍等のバイタルチェックや入浴介助等を行います。医療行為はできません。

*自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

ほうもん
訪問リハビリテーション **要支援** **要介護**

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。



内 容	要介護度	サービス費用
1回(20分以上)につき	要支援1・2	298円
	要介護1～5	308円

- 週6回を限度。

理学療法士(PT)	身体的な機能低下が見られる人などに、医師の指示のもと、立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
作業療法士(OT)	身体的な機能低下が見られる人などに、医師の指示のもと、絵画、手工芸、園芸等さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
言語聴覚士(ST)	言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした訓練や助言、支援をします。

*看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

ほうもんかんご
訪問看護 **要支援** **要介護**

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助等を行います。



訪問看護ステーションから訪問の場合

訪問看護の時間	要介護度	サービス費用
20分未満	要支援1・2	303円
30分未満		451円
30分以上1時間未満		794円
20分未満	要介護1～5	314円
30分未満		471円
30分以上1時間未満		823円

- がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

＊居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

きょ たく りょうよう かん り し どう 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院や通所が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援 **要介護**

単一建物居住者が1人の場合

職 種	利用限度	サービス費用／1回
医師 ※1	1か月に2回	515円
歯科医師 ※1	1か月に2回	517円
薬剤師(医療機関)	1か月に2回	566円
薬剤師(薬局)	1か月に4回	518円
管理栄養士 ※2	1か月に2回	545円
歯科衛生士等	1か月に4回	362円

※1 訪問診療または往診を行った日に限る。

※2 指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合。

＊事業所に通所して利用するサービス

つう しょ かい ご 通所介護 (デイサービス)

要介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用します。



●要支援1・2、事業対象者の人は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスが利用できます(▶P25)。

通常規模の事業所の場合

内 容	要介護度	サービス費用
7時間以上 8時間未満の場合 (送迎含む)	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円

●食費などは自己負担になります。

つう しょ 通所リハビリテーション (デイケア)

要支援 **要介護**

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けられます。要支援の人は目標に応じた選択的サービスも利用できます。

通常規模の事業所の場合

内 容	要介護度	サービス費用
1か月につき (送迎、入浴含む)	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

●食費などは自己負担になります。

●利用者の目標に応じた選択的サービスを利用できます。

通常規模の事業所の場合

内 容	要介護度	サービス費用
7時間以上 8時間未満 の場合 (送迎含む)	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,215円
	要介護5	1,379円

●食費などは自己負担になります。

＊短期間施設に入所して利用するサービス

●連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。

●連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

たん き にゅう しょ せい かつ かい ご 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



要支援 **要介護**

介護老人福祉施設〔併設型・多床室〕を利用の場合

内 容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援1	451円
	要支援2	561円
	要介護1	603円
	要介護2	672円
	要介護3	745円
	要介護4	815円
	要介護5	884円

●食費などは自己負担になります。

たん き にゅう しょ りょうよう かい ご 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。



要支援 **要介護**

介護老人保健施設〔多床室〕を利用の場合

内 容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援1	613円
	要支援2	774円
	要介護1	830円
	要介護2	880円
	要介護3	944円
	要介護4	997円
	要介護5	1,052円

●食費などは自己負担になります。

＊有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

とく てい し せつ にゅう きょ しゃ せい かつ かい ご 特定施設入居者生活介護

要支援 **要介護**

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

住所地特例が適用されます

他市区町村の特定施設(地域密着型サービスは除く)に入居して、宮津市からその施設に住所変更した場合でも、宮津市に保険料を納め、保険給付を受けます。

内 容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援1	183円
	要支援2	313円
	要介護1	542円
	要介護2	609円
	要介護3	679円
	要介護4	744円
	要介護5	813円

福祉用具で自立した日常生活の促進や介助者の負担を減らすサービス

福祉用具貸与

要支援

要介護

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P11）を負担します。



対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
◆印の一部は利用者の選択により購入も可能			
手すり（工事をとまなわないもの）			
スロープ（工事をとまなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器		●	●
認知症老人徘徊感知機器		●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）		●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

利用できます

尿のみを吸引するものは利用できます

原則として利用できません

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。事業者によって用具の機種や費用は異なります。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。令和6年4月から

特定福祉用具販売

要支援

要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器 ●入浴補助用具
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

下記の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。令和6年4月から

- ◆固定用スロープ ◆歩行器（歩行車を除く）
- ◆単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具購入費の支給について

いったん購入費全額を利用者が支払います。後日申請により、同年度10万円を上限に、利用者負担の割合分（▶P11）を差し引いた額が支給されます。

- 都道府県などの指定事業者から購入した場合に支給されます。
- 利用者負担分のみを事業者に支払い、市区町村が事業者へ保険給付分を直接支払う「受領委任払い」の制度がある場合があります。詳しくは購入先の指定事業者へご相談ください。

福祉用具の利用の流れ

福祉用具専門相談員が訪問します

福祉用具専門相談員が訪問しますので、利用者の心身の状況などを伝えましょう。情報をもとに「福祉用具サービス計画書」が作成されます。

計画書の内容を確認します

作成された「福祉用具サービス計画書」を確認しましょう。福祉用具専門相談員から福祉用具の説明を受け、内容に問題がなければ同意します。

利用開始

福祉用具を利用します。

- 福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

福祉用具はインターネットで検索できます。

公益財団法人テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/>



住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給

要支援

要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

対象となる住宅改修



●上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給について

いったん改修費全額を利用者が支払います。後日20万円を上限に、利用者負担の割合分（▶P11）を差し引いた額が支給されます。

事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。

- 市区町村によっては、利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市区町村から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度がある場合があります。詳しくは宮津市の介護給付係へお問い合わせください。

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

住宅改修の利用の流れ

ケアマネジャーなどに相談

（介護保険の対象になるかなども確認しましょう）

施工事業者の選択・見積もり依頼

（複数の事業者を比較検討することをお勧めします）

宮津市へ事前に申請

宮津市の確認・承認

工事の実施・完了／支払い

宮津市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費承認申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
・ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
・着工前の写真（日付入り）
・工事箇所の図面
- 住宅の所有者の承諾書
・改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

工事後に提出する書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
・介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
・改修前、改修後の日付入りの写真を添付

施設サービス 施設に入所して利用するサービスです。

住所地特例が適用されます 他市区町村の施設に入所して、宮津市からその施設に住所変更した場合でも、宮津市に保険料を納め、保険給付を受けます。

*生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が、日常生活上の介護を受けられる施設です。



要介護

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1※	589円	589円	670円
要介護2※	659円	659円	740円
要介護3	732円	732円	815円
要介護4	802円	802円	886円
要介護5	871円	871円	955円

*在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや日常生活上の介護を受けられる施設です。



要介護

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

*長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

要介護

医学的管理のもとで長期療養が必要な人が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。

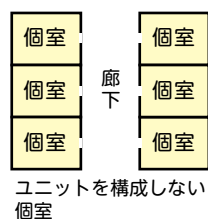


サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	721円	833円	850円
要介護2	832円	943円	960円
要介護3	1,070円	1,182円	1,199円
要介護4	1,172円	1,283円	1,300円
要介護5	1,263円	1,375円	1,392円

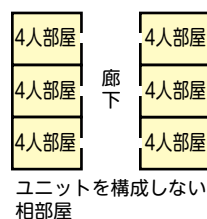
■介護施設の部屋のタイプについて

従来型個室



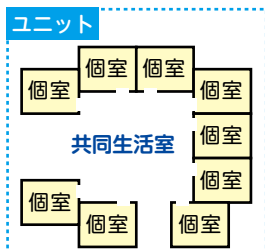
●個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋

多床室



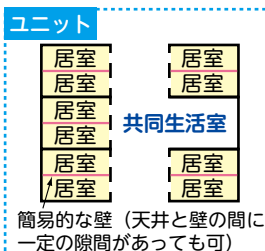
ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室



ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室的多床室



簡易的な壁(天井と壁の間に一定の隙間があっても可)

*施設を利用したサービスの費用

利用者負担の割合分(▶P11)のほかに、居住費(短期入所サービスは滞在費)、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



$$\text{サービス費用利用者負担の割合分(▶P11)} + \text{居住費等全額} + \text{食費全額} + \text{日常生活費全額}$$

基準費用額

居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

令和6年8月から 居住費等の額が変わります。【 】は令和6年8月からの額です。

■基準費用額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

居住費等				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,445円

低所得の人には負担を軽くする制度があります

申請が必要です

低所得の人は、申請により下表のA・B両方に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護(予防)サービス費」として介護保険が負担します。認定の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。継続して利用を希望する場合は、有効期間満了前に更新の手続きをしてください。

令和6年8月から 居住費等の額が変わります。【 】は令和6年8月からの額です。

■負担限度額(1日につき)

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護は()の金額です。

利用者負担段階	A課税状況等	B預貯金等	居住費等				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	要件なし	490円(320円)	0円	820円	490円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円(380円)		880円	550円	300円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万円以下の人	490円(420円)	370円	820円	490円	390円	600円
		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円(480円)		880円	550円	390円	600円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が80万円超120万円以下の人	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円(880円)		1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額※+非課税年金収入額+その他の合計所得金額※が120万円超の人	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円(880円)		1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

※P11の「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」の説明を参照。「非課税年金」は遺族年金や障害年金などを指します。

預貯金等の範囲

【対象となるもの】

預貯金、投資信託、有価証券、現金、時価評価額が容易に把握できる貴金属、負債(住宅ローン等)

【対象とならないもの】

生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額が把握できない貴金属、絵画、骨董品など

- 住民票上世帯が異なる配偶者(世帯分離や事実婚含む。ただしDV防止法における配偶者から暴力を受けた場合や行方不明の場合などは除く)も含まれます。
- 第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)の預貯金等の資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。
- 住民税課税世帯の人でも、一定の要件を満たせば特例的に第3段階②の負担限度額が適用される場合があります。

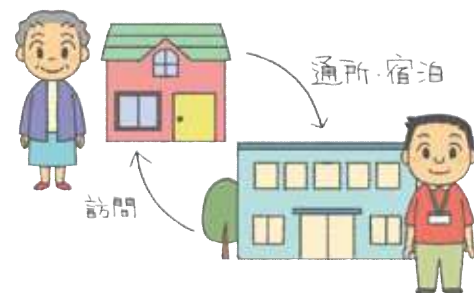
地域密着型サービス 地域のニーズに応じて提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。地域の特性に応じたサービスのため、原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

＊通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

しょうきぼたきのうがたぎょたくかいご 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



要支援 要介護

同一建物に居住する人以外の人を利用する場合

内 容	要介護度	サービス費用
1か月につき	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

●緊急時などに短期利用ができる場合があります。
※宮津市内事業所「はごろも苑みやづの家」では要介護1以上の人が利用できません。

かんごしょうきぼたきのうがたぎょたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。通い、宿泊、訪問看護、訪問介護のサービスが受けられます。



要介護

※しずちゃんハウス
(与謝野町)

同一建物に居住する人以外の人を利用する場合

内 容	要介護度	サービス費用
1か月につき	要介護1	12,447円
	要介護2	17,415円
	要介護3	24,481円
	要介護4	27,766円
	要介護5	31,408円

●緊急時などに短期利用ができる場合があります。
●通いと宿泊のサービスにも、看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれます。
※宮津市内にサービス事業所はありません。

＊24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

ていきじゅんかい ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携して、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合

内 容	要介護度	サービス費用 (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用 (訪問看護を利用する場合)
1か月につき	要介護1	5,446円	7,946円
	要介護2	9,720円	12,413円
	要介護3	16,140円	18,948円
	要介護4	20,417円	23,358円
	要介護5	24,692円	28,298円

※宮津市内にサービス事業所はありません。

＊日中通所して日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

ちいきみつちやくがたつうしょかいご 地域密着型通所介護 (デイサービス)

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要介護

通常規模の事業所の場合

内 容	要介護度	サービス費用
7時間以上 8時間未満の場合 (送迎含む)	要介護1	753円
	要介護2	890円
	要介護3	1,032円
	要介護4	1,172円
	要介護5	1,312円

●共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

にんちしょうたいおうがたつうしょかいご 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護です。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



要支援 要介護

単独型を利用の場合

内 容	要介護度	サービス費用
7時間以上 8時間未満の場合 (送迎含む)	要支援1	861円
	要支援2	961円
	要介護1	994円
	要介護2	1,102円
	要介護3	1,210円
	要介護4	1,319円
	要介護5	1,427円

＊認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要支援 要介護

●要支援1の人は利用できません。

2ユニット以上の場合

内 容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援2	749円
	要介護1	753円
	要介護2	788円
	要介護3	812円
	要介護4	828円
	要介護5	845円

●30日以内の短期利用もできる場合があります。

＊小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。



サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1※	600円	600円	682円
要介護2※	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
※宮津市内にサービス事業所はありません。

要介護

＊夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

オペレーションセンターを設置している場合

内 容	サービス費用
基本夜間対応型訪問介護費	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス(I)	567円/回

要介護

＊小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど)のうち、入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

内 容	要介護度	サービス費用
1日につき	要介護1	546円
	要介護2	614円
	要介護3	685円
	要介護4	750円
	要介護5	820円

※宮津市内にサービス事業所はありません。

要介護

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)は、宮津市が行う介護予防の取り組みです。要介護認定を受けなくても、一人ひとりの生活や心身の状態に応じた介護予防のためのサービスが利用できます。「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業(▶P25)」の2つがあります。



総合事業のサービスを利用するには

総合事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターにご相談ください。
65歳以上で心身の状態に不安を感じている人は、地域包括支援センターで「基本チェックリスト(▶P27)」を受けましょう。

＊65歳以上の人のための介護予防の取り組み

いっ ばん かい ご よ ぼう じ ぎょう

一般介護予防事業

65歳以上

宮津市では概ね60歳以上の人を対象としています。

65歳以上の人を対象とした、宮津市が行う介護予防の取り組みです。要介護認定や基本チェックリストを受けることなく利用できます。

このような取り組みに参加できます

- 介護予防についての各種講演会
- 介護予防に関するパンフレットの配布
- 栄養改善・口腔機能向上・認知症予防などについて学ぶ介護予防教室や体力づくり教室
- 住民主体の「通いの場」など介護予防活動の育成や支援
- 閉じこもりを防ぐための高齢者が気軽に集えるサロンや生きがいづくりのためのサークル活動など



住民主体の「通いの場」

地域の高齢者が自主的に通い、体操、茶話会、趣味活動などを行って介護予防や地域コミュニティの拠点となる場です。この「通いの場」への参加が「また来るのが楽しみ」「地域に入りやすくなった」「住民同士の見守りの場になった」というような、関わる人の意識の変化を生み、介護予防や地域のつながり、地域活動の活性化へつながっています。

参
考

●地域がいきいき 集まろう! 通いの場 (<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>)
自宅でも健康を維持する方法や「通いの場」の情報を発信する厚生労働省の特設サイトです。
「オンライン通いの場アプリ」がダウンロードできます。



＊身体機能を回復させるための介護予防の取り組み

かい ご よ ぼう せい かつ し えん じ ぎょう 介護予防・生活支援サービス事業

事業対象者

要支援

事業対象者や要支援の人を対象とした介護予防の事業です。サービス費用は、サービスにかかる費用の1割（利用者負担のめやす）を掲載しています。

●要介護1～5の認定を受ける以前から、継続的に総合事業を利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

訪問型サービス

●介護サービス事業者によるサービス（予防給付相当サービス）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。

内 容	回 数	サービス費用
1か月につき	週1回程度	1,176円
	週2回程度	2,349円
	週2回を超える程度	3,727円

●このほかの訪問型サービス

- 民間企業などによる掃除・洗濯などの生活援助
- 保健師などの専門職による居宅での相談や指導などの短期集中予防サービス など

通所型サービス

●介護サービス事業者によるサービス（予防給付相当サービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用します。生活機能向上のための選択的サービスも利用できます。

内 容	対 象 者	サービス費用
1か月につき	事業対象者 要支援1	1,798円
	事業対象者 要支援2	3,621円

●このほかの通所型サービス

- 社会福祉協議会等によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス など

その他の生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービス
- 地域住民やボランティアによる、定期的な安否確認や緊急時の対応を行う見守り など

＊高齢者の日常生活と介護を支えるサービス

宮津市では介護保険制度を利用して受けるサービスのほか、高齢者の人の日常生活を支援する様々なサービスも提供しています。サービスによって対象となる人が異なりますので、詳しい内容や手続き、利用方法等につきましては、担当係にお問い合わせください。

配食サービス【担当：介護給付係】

食事の支度が困難な高齢者に定期的に食事を配達し、食生活の改善と安否の確認を行います。

対象となる人 ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する人で、食事の支度が困難な人

サービス内容 夕食の配達（配達の曜日は地域により異なります）

利用者負担額 1食あたり600円



在宅の高齢者を介護する人への支援

認知症高齢者等位置探索サービス利用補助事業【担当：介護給付係】

認知症等で行方不明になる可能性がある高齢者が、GPS端末による位置探索サービスを利用する場合の初期経費を補助します。

対象となる人 要支援、要介護の認定を受け、在宅で生活している人で、認知症等で行方不明になる恐れのある人及びその家族で以下の条件を満たす人

- 高齢者等SOSネットワーク事前登録書を宮津市地域包括支援センターに提出している人
- 位置探索サービスの利用契約を結んだ人

補助対象経費 ・位置探索機及び充電器の購入に関する経費
・利用契約に係る諸経費

補助額 認知症高齢者等1人につき、10,000円を上限に補助（1回限り）

介護用品支給事業【担当：介護給付係】

介護用品が購入できる介護用品支給券を支給します。

対象となる人 要介護4・5の認定を受けた市民税非課税世帯の在宅の高齢者（施設入所・長期入院を除く）を介護する人

支給額 年額48,000円（年度途中に申請された人は、申請月から年度末まで月額4,000円）

購入できる介護用品 紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、消臭剤、ドライシャンプー、手袋、おしりふき、からだふき、防水シート、口腔ケア用品

成年後見制度利用支援事業【担当：介護予防係】

認知症等により判断能力が低下した高齢者への、成年後見制度の利用の支援を行います。

対象となる人及び内容 ●本人に代わって、申立てを行う親族がいない認知症等高齢者のうち、特に後見人等の支援が必要であると認められる人

- ①審判の請求等の申立て手続き
- ②申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や報酬費用の支払いが困難な人への費用の助成

●申立て手続きをしてくれる親族はいるが、報酬の支払いが困難で成年後見人等の利用ができないと認められる認知症等高齢者の人

- ①後見人等の報酬費用の助成

基本チェックリスト

介護の原因となりやすい生活機能の低下がないかを調べるための質問票です。地域包括支援センターで記入します。チェックの結果、生活機能が低下していると判断された場合、「介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）」になります。



生活機能とは？

人が生きていくための機能全体（体や精神の働き、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など）のことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

No.	質問項目	回答（どちらかに○をつけてください）	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMI（注）が18.5以上ですか	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

（注）あなたのBMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

【例】体重50kg、身長150cmの場合は、BMI＝50÷1.5÷1.5＝22.2→「はい」に○

第10次宮津市高齢者保健福祉計画 第9期宮津市介護保険事業計画 （令和6～8年度）を策定しました

基本理念

今後も人口減少と高齢化率上昇の傾向が続くと予想される中、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、人と人がつながり、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合いながら住み慣れた地域で暮らせるまちを目指すことが重要です。

本計画では高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図りながら介護保険制度の持続性を確保するとともに、世代を超えてともにつながり支え合って、高齢者も含めたみんなが幸せにくらせるまちをつくるという考え方により、以下を基本理念とします。

■本市が目指すまちのすがた

みんながともにつながり支え合い高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ

計画の基本目標

本計画に掲げるまちのすがたを実現するための基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまち

高齢者ができるだけ長く健康で自立して生活し、また介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、いつまでも暮らせる社会づくりを目指します。

基本目標2 とともにつながり支え合い自分らしく暮らせるまち

支援が必要な高齢者を地域のみんなで支えていくための体制の充実や連携の強化を進めるとともに、すべての世代がともにつながり支え合い、認知症になっても地域で自分らしく暮らせるための取組を推進します。

基本目標3 生涯現役でいきいきと暮らせるまち

人生100年時代を豊かに生きるため、市民一人ひとりが健康及び介護予防の重要性を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことを促すとともに、自立支援・介護予防の取組を推進します。

また、高齢者が地域社会で持てる力を十分に発揮する場の創出、提供に努めます。

基本目標4 サービスを利用して安心して暮らせるまち

介護や支援を必要とする高齢者に適切なサービスが提供できるよう、介護サービスの量と質の維持、充実を図ります。

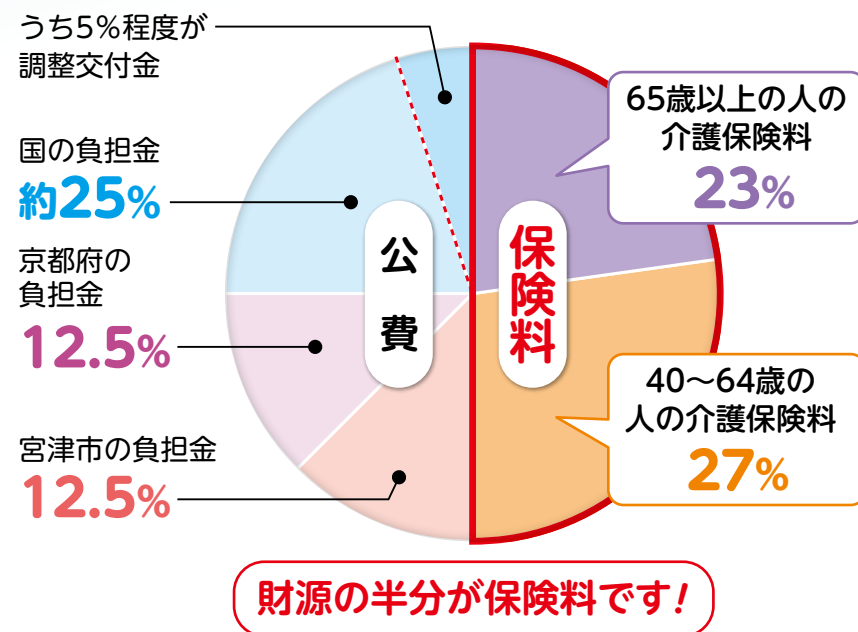
また、介護福祉人材の確保と質の向上を図るとともに、介護業務の効率化を進めます。



*介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、京都府、宮津市が負担する「公費」を財源として運営されています。

*介護保険の財源構成（令和6～8年度） ●利用者負担分は除く



保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



*介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに宮津市の介護認定係にご相談ください。

納期限を過ぎると 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。

2年以上滞納すると サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料



40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決まり方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料



決まり方	「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認しましょう（▶P29）。
納め方	65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、「特別徴収」または「普通徴収」で納めます。 ●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。

特別徴収（年金から天引き） 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上**の人

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

●老齢福祉年金など非課税年金は対象になりません。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

●特別徴収のイメージ

前年度	本年度					
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収			本徴収		

年間の介護保険料額は、前年の所得が確定する6月以降に決定されます。そのため前年度から継続して特別徴収の人は、

- ①4・6・8月は前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。
- ②仮徴収額と10月以降の本算定額との差を抑えるために、6月・8月の仮徴収額を調整する場合があります（平準化）。
- ③10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。

普通徴収（納付書／口座振替） 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満**の人

宮津市から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



口座振替がおすすめです！

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

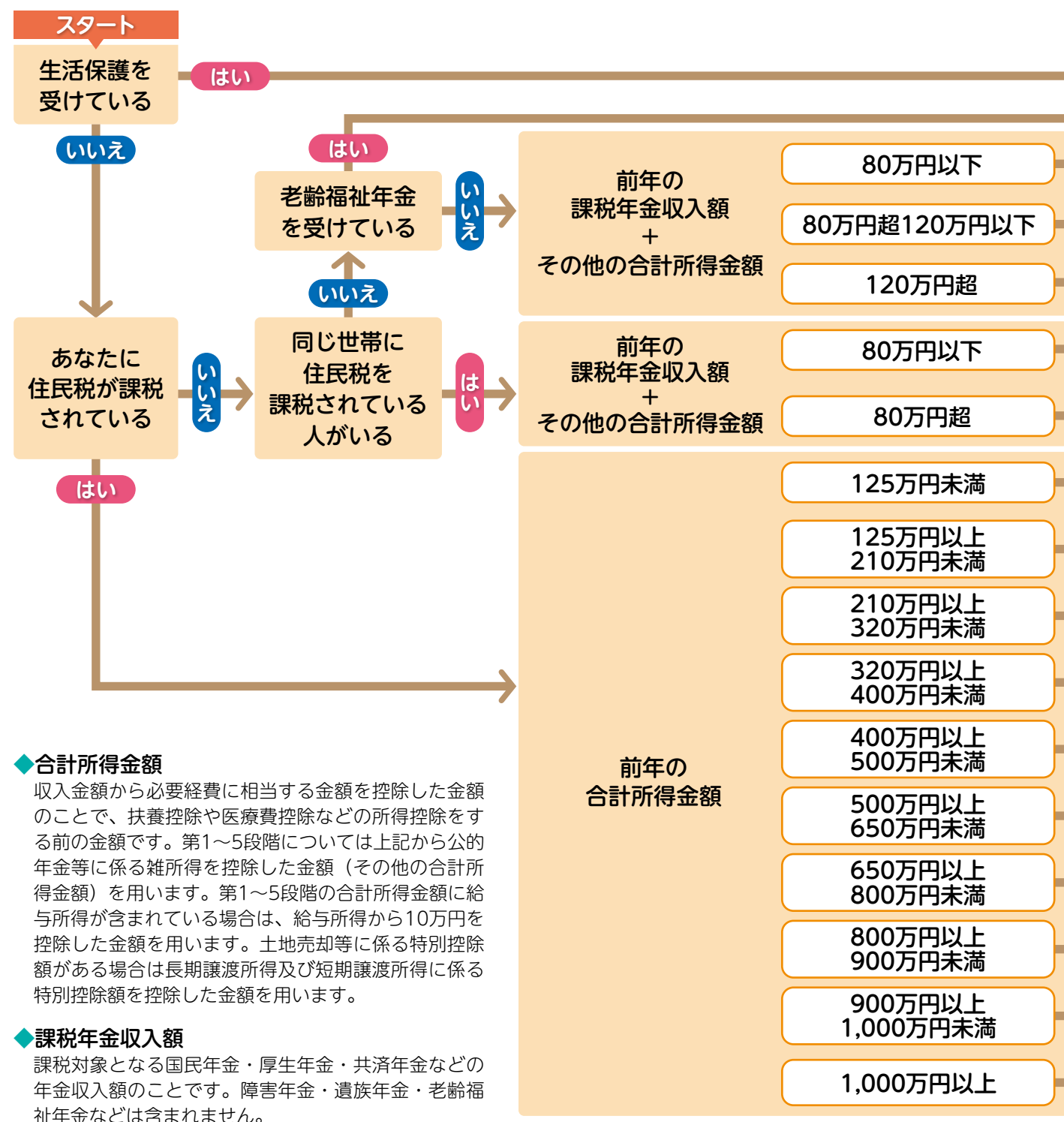
申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。

*保険料額は所得等に応じて決まります(65歳以上の人)

65歳以上の方の保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得などに
 応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ご
 とに介護保険給付にかかる費用(介護サービスの利用量など)や65歳以上の人数などから
 算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{宮津市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{宮津市の65歳以上の人数}}$$

●自分の保険料額を確認しましょう(65歳以上の人)



*65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳になる月(65歳の誕生日の前日がある月)からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人は、64歳の介護保険料(4月～65歳になる月の前月分)を、**年度末までの納期に分けて**納めます。そのため「64歳の介護保険料」と「65歳の介護保険料」の納付期間が重なります。ただし、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

それ以外の医療保険についてもこのような場合がありますので、詳しいことは各医療保険者にお問い合わせください。

介護保険料を単独で納め始めるのはいつから?

例	10月1日 生まれ	9月分から 納めます
	10月2日 生まれ	10月分から 納めます

●令和6～8年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.25	18,450円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.45	33,200円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.685	50,530円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.85	62,700円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超の人	基準額×1.0	73,770円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	88,520円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.35	99,590円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.7	125,400円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	129,090円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.9	140,160円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満の人	基準額×2.05	151,220円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満の人	基準額×2.20	162,290円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.25	165,970円
第14段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.30	169,660円
第15段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.35	173,350円

●第1段階から第3段階の保険料額は公費が投入され軽減されています。

＊事業所一覧マップ
宮津市介護サービスマップ

パソコンやスマートフォンから市内のサービス事業者が検索できます。



Table with 4 columns: No., 事業所名, 所在地, 電話番号. It lists various care services such as home care support, day care, and nursing support centers.

Table with 5 columns: No., 事業所名, 所在地, 電話番号, 介護予防又は総合事業. It provides a detailed list of care facilities including home help services, day care, and specialized care for dementia and nursing homes.

(令和6年2月末現在：順不同)

介護保険のしくみ
サービスの利用のしかた
サービスの利用者負担
利用できるサービス
高齢者の日常生活と介護を支えるサービス
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
介護保険料
事業所一覧マップ

高齢者支援の相談窓口

高齢者やそのご家族に対し、生活全般についてのさまざまなご相談を受け、総合的に保健・福祉・介護のサービスなどが利用できるよう支援する相談窓口です。

●宮津市地域包括支援センター

宮津市字浜町3012番地（ミップル4階）
宮津市役所 健康・介護課介護予防係内
☎0772-45-1620（直通）

●宮津北部地域包括支援センター

宮津市字江尻267番地の3
☎0772-27-0233



認知症の相談窓口

認知症について、日頃から悩んでいること、疑問に思っていることなどに関する相談窓口です。
※相談は無料です。

●認知症の電話相談 京都府認知症コールセンター

☎0120-294-677（フリーダイヤル）
受付時間：月～金 10:00～15:00
土・日、祝日、お盆（8/13～8/16）、年末年始（12/27～1/5）を除く

●認知症あんしんサポート相談窓口

●グループホームせいらん

☎0772-27-0678 宮津市字小松326番地の1
受付時間：毎日 10:00～16:00

●グループホーム天橋の家

☎0772-20-3029 宮津市字宮村1277番地
受付時間：月～金（祝日除く）11:00～16:00



お問い合わせは

宮津市役所健康・介護課

●介護保険に関すること

- 介護給付係 ☎0772-45-1619（直通）
- 介護認定係 ☎0772-45-1676（直通）
- 介護予防係（地域包括支援センター）☎0772-45-1620（直通）

●高齢者福祉に関すること

- 地域福祉係 ☎0772-45-1618（直通）

●介護サービスの苦情相談

- 宮津市健康・介護課のほか京都府国民健康保険団体連合会（☎075-354-9090）でも相談を受け付け



〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012番地

FAX:0772-22-8438 メールアドレス kaigo@city.miyazu.kyoto.jp